

平成20年9月29日

工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について

農林水産部発注工事に関し、建設工事請負契約書第25条第5項（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、平成20年7月11日から鋼材類及び燃料油を対象資材として適用したところです。

その後、原油価格の高騰等により、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあると認められることから、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしたので、取扱いに遺漏のないよう措置して下さい。

記

原油価格の高騰等の特別な要因により、鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、鋼材類及び燃料油の運用基準の取扱いに準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。

この場合においては、その要因が明らかなものについて、各資材ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附則

- 1この通達は、平成20年9月29日から施行し、適用する
- 2工期の末日がこの通達の施工日以降で平成20年12月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これを行うことができるもの